令和7年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

米沢平野地区水窪ダムその他機能診断業務

現場説明書

1. 契約の保証について

契約の保証は別紙1によるものとする。

2. 本業務の作業歩掛について

別紙2のとおり考えている。

別紙2以外の歩掛は「農林水産省 土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)令和7年度」 及び「農林水産省 土地改良工事積算基準(施設機械)令和7年度」としている。

なお、機械設備及び電気設備の現地踏査は土木施設踏査と同時に行うものとして、機械設備 及び電気設備の現地踏査費用は計上していない。

3. 積算基地について

積算基地は「山形市(山形県庁)」を考えている。

4. 打合せについて

本業務の打合せ工種は「設計業務標準歩掛(「土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」)」 の「その他」で考えている。

また、打合せ場所は、東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所(秋田市山王7丁目1番3号)とする。

なお、打合せは通勤により考えており、交通費はライトバン(片道移動距離 214km)及び 高速道路利用料金(山形蔵王 IC~秋田中央 IC)を計上している。

打合せ及び移動に要する基準日額は直接人件費に以下のとおり計上している。

区分	扌	打合せ(日)		往復移動(日)					
打合せ段階	主任技師	技師A	技師B	主任技師	技師A	技師B			
初回	0.5	0.5		1.0	1.0				
第2回	0.5		0.5		1.0	1. 0			
第3回		0.5	0.5		1.0	1.0			
最終回	0.5	0.5		1.0	1.0				

5. 現地打合せ

(1) 米沢平野地区

打合せ場所は米沢平野土地改良区とする。

なお、打合せは通勤により考えており、交通費 (ライトバン運転経費 (片道移動距離 49.0km) を計上している。

打合せに要する基準日額は直接人件費に以下のとおり計上している。

区分	打合せ(日)					
打合せ段階	技師A	技師 B				
第1回	0. 5	0. 5				
第2回	0. 5	0. 5				
第3回	0. 5	0. 5				

6. 調査作業外業について

現地調査作業に係る外業は通勤によるものとし、移動に要する基準日額は計上していない。 ライトバンに係る経費は調査業務歩掛に含まれており、計上していない。

7. 取水塔への連絡方法について

改良区に搬送してもらうことで考えており、経費は計上していない。

8. 歩掛の実態調査について

現場説明書 2. に示す公表歩掛以外の歩掛については、妥当性の検証のため実態調査を行う ものとする。

調査結果は、別紙3にとりまとめ、監督職員へ提出しなければならない。

9. 施設管理者との調整について

対象施設の現地調査の実施にあたっては、施設操作者(米沢平野土地改良区)と調査実施工程等(工程調整、仮設計画)の打合せ調整を速やかに実施しなければならない。

10. 作業の追加について

西幹線用水路に関する調査等を追加する場合がある。

11. 報告書

報告書については、以下のとおり考えている。

区分	頁数	ファイル	部数	備考			
調査、設計	1,000枚	A 4 縦 10 c m	3 部				

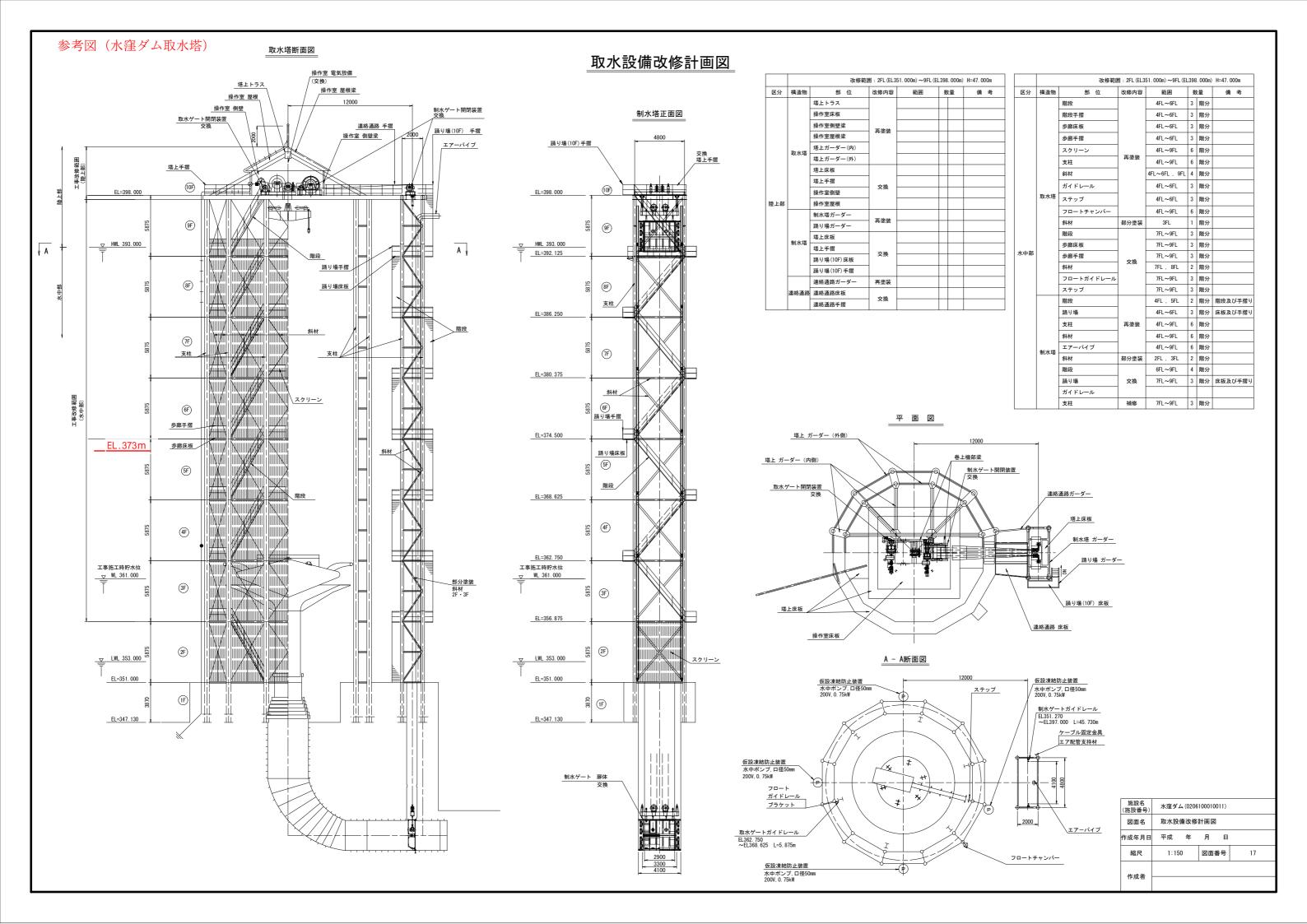
12. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者(農林魚家を含む)の 就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅延なく行われるよう配慮すること。

13. 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 部局長等が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(以下「発注工事等という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに その内容を記載した書面により発注者に報告すること。発注工事等において、暴力団員等 による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者 と協議を行うこと。



- 契約の保証について
 - (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を 提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務 完了保証人を付することができる。
 - ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書
 - (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行秋田支店」に契約保証金の金額に相当する金額 の金銭を払い込んで、交付を受けること。
 - (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 鈴木 智宏」と記載するように申し込むこ
 - (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、 契約担当官等の指示に従うこと。
 - (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払い 渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。
 - イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管 有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書。
 - (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額 に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
 - (4) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任 官東北農政局総務部会計課課長補佐(主計) 佐藤 淳一」と記載するように申 し込むこと。
 - (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、 契約担当官等の指示に従うこと。
 - (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、政府保管有価証券は、 会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保 証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
 - ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書
 - (7) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。
 - (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改 良調査管理事務所長 渡辺 英樹」と記載するように申し込むこと。

- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払い であること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとすること。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとすること。
- (1) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書(変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
 - (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
 - (4) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政 局西奥羽土地改良調査管理事務所長 渡辺 英樹」と記載するように申し込むこ と。
 - (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される 業務名が記載されるように申し込むこと。
 - (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。(一般競争の場合は、10分の3の金額以上とする。)
 - (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
 - (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契 約担当官等の指示に従うこと。
 - (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
 - (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する 保険である。
 - (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地 改良調査管理事務所長 渡辺 英樹」と記載するように申し込むこと。
 - (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される 業務名が記載されるように申し込むこと。
 - (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。(一般競争の場合は、10分の3の金額以上とする。)
 - (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
 - (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (1) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の

金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号) 第 100 条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等(契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。)の提出又は寄託に代えて電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置(以下「電磁的方法による提出」という。)を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス(電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。)上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。)及び認証情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。)及び認証情報(電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

業務作業歩掛

(単位:人)

	ı						(単位:人)
作業項目	数量	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	備考
調査業務							
1. 機械設備							
(1) 現地踏査							
ダム管理設備							
1) 取水塔	1 棟		1.5	1.8			
2)制水塔	1 棟		1.5	1.8			
(2) 現地調査(概略診断調査)							
水窪ダム							
1) 取水塔	1 棟		4.8	4.8			
2)制水塔	1 棟		4.0	4.0			
3) 制水ゲート	1門		2.4	2.4			
4) 取水ゲート	1 式		3.2	3.2			
窪田揚水機場							
1) ゲート	2 門		1.7	1.7			
2)除塵機	1 基		1.9	1.9			
2. 水管理制御設備							
(1) 現地踏査							
用水管理施設	1 式	3.0	3.0				
ダム管理設備	1 式	2.1	2.1				
(2) 現地調査(概略診断調査)							
用水管理施設	1 棟		6.0	7.1			
ダム管理設備	1 棟		4.5	5.3			
3. 電気設備							
(1) 現地踏査(概略診断調査)							
窪田揚水機場							
1)流量計	1 台		0.7	0.8			
2) 水位計	2 台		0.9	1.1			
設計業務							
1. 機械設備							
(1) 水窪ダム	1 式	13.8	38.4	32.4	25.8	6.0	
(2)窪田揚水機場	1 式	5.7	18.7	14.1	11.2	2.8	
2. 水管理制御設備							
(1)用水管理施設	1 式	4.0	9.1	10.8	8.3	3.4	
(2) ダム管理設備	1式	3.1	7.2	8.8	6.5	2.5	
3. 電気設備	-						
(1)窪田揚水機場	1 式	3.9	8.6	10.3	7.8	3.1	
※中掛け粉畳半たり	10		0.0	10.0		0.1	

※歩掛は数量当たり

見積り歩掛実態調査表

1. 調査目的

本調査は土地改良工事における「○○工△△設計」について、その実態を把握し、見積歩掛の妥当性の検証、積算の適正化を図ることを目的としている。 (※上記○○は当該工種名を記載する。△△は「構想」「基本」「実施」のいずれかを記載する)

2. 概要

発注者記入	局 名	
	事 務 所 名	
	業 務 名	
	担当者名	
受注者記入	受 注 者 名	
	受注担当者名	
	担当者連絡先	

3. 歩掛調査様式

	業項目 作業内容	歩 掛 (積算者記載)					歩 掛(受注者記載)								
作業項目		容	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
	合 計														

※作業項目及び作業内容は使用した見積歩掛のものを記載する。

- 4. 歩掛に差異が生じた理由 (発注者記入)
- 5. 歩掛に差異が生じた理由(受注者記入)